

マカオ特別行政区基本法、土地管理法、村民委員会組織法、契約法、婚姻法、物権法の12件である。「国民に意見を求めた12件の法案」『中国人代新聞』2006.3.21付記事 <<http://npc.people.com.cn/GB/28320/41246/41337/4223233.html>> (last access 2006.5.31)

(4) 栄処仁「労働者の権利を擁護する『守り札』」『人民日報』2006.3.22.

(5) 「現在の労働契約制度の諸問題」『人民日報』2006.3.29.

(6) 前掲注(4)参照。

(7) 王比学「労働契約法草案の焦点：試用期間は『空白期間』ではない」『人民日報』2006.4.5.

(8) 前掲注(5)参照。

(9) 前掲注(1)参照。

(10) 「労働契約法草案について1か月で19万件余りの意見が寄せられる」『人民日報』2006.4.24.

(11) 前掲注(3)参照。

(12) 「労働契約法草案が公衆の熱い論議を引き起こす」『人民日報』2006.3.29.

(13) 「労働契約法草案についての意見37560件、8つの焦点」『中国人代新聞』2006.4.6付記事 <<http://npc.people.com.cn/GB/15017/4278167.html>> (last access 2006.5.31)

(14) 同上；前掲注(12)参照。

(かまた ふみひこ・海外立法情報課)

【短信：ベトナム】

信教の自由—「信仰・宗教法令」を中心に—

遠藤 聡

ベトナム社会主義共和国は、国内における人権侵害や宗教弾圧について、長らく国際的批判にさらされてきた。とりわけ、2001年2月に中部高原で少数民族暴動が発生して以来、少数民族やプロテスタント教徒への弾圧を行っているとの批判に対するベトナム政府の対応が注目されてきた。そうした中、2005年8月、ベトナム外務省は『ベトナムにおける人権の保護と向上に関する達成』(以下『人権報告書』とする^(注2))を刊行した。

『人権報告書』では、人権に関する政策および法整備状況を述べた上で、信教の自由を保障する法的基盤として、2004年6月に国会常務委員会^(注3)で制定された「信仰及び宗教団体に関する法令」(以下「信仰・宗教法令」という^(注4))を挙げ、ベトナムにおける信教の自由の状況を説明している。また、2006年4月に開催されたベトナム

共産党第10回党大会の際にも、信教の自由を保障するための政府の宗教政策の象徴として、同法令の存在が強調された。

本稿では、ベトナムにおける人権問題および信教の自由に関する問題を概観した上で、「信仰・宗教法令」およびそれに関連する政府決議と首相指示の内容について解説する。

I 少数民族暴動

2001年2月に中部高原で発生した少数民族暴動の原因として、第1に、少数民族居住地域にベトナム民族が移住した際に発生した土地接収と補償問題^(注5)、第2に、市場経済化に伴う開発により都市部と農村部の間に生じた格差への不公平感、第3に、2000年のコーヒー価格暴落による当該地域への経済的打撃が指摘できる。さらにその背景には、第1に、当該地方の少数民族

ベトナム

(バフナル族、ジャライ族、エデ族、コホ族など)にプロテスタント教徒が多いこと、第2に、フルロ (FULRO = Front unifie pour la lutte des races opprimes = 被抑圧民族解放統一戦線)の残党とみなされる勢力の中の急進派が「デガ国家」の独立を目指し、組織的な反政府活動を行っていたこと、第3に、ベトナム政府が「和平演変」を警戒して信仰活動の制限を行ってきたこと、があった。

この事件で、ベトナム政府当局は、報道統制を敷いた上で暴動の鎮圧を図り、首謀者には有罪判決が下された。その結果、少なくない人々が難民となり、カンボジアへ避難したり、アメリカに亡命したりした。この事件は、暴動の中心となった組織が、アメリカ在住のベトナム人が組織した反共的なプロテスタント教会であったという背景もあり、単なる少数民族抑圧問題や分離独立運動の領域を超え、ベトナム政府にとって複雑な問題となっていた。その後、事態は鎮静化したかには見えなかったが、2004年4月には再び、同地方で同様な暴動が発生するに至った。

国際人権団体アムネスティ・インターナショナルやヒューマン・ライツ・ウォッチ、アメリカ国務省などは、中部高原暴動に対するベトナム政府の対応を批判すると同時に、政府による表現の自由の制限、反体制派の訴追、宗教教団への抑圧、死刑の執行などの人権問題や、信教の自由に対する抑圧・弾圧の実態を指摘している。

II 人権と信教に対するベトナムの認識

ベトナムの現行憲法(1992年憲法、2001年改正)によれば、「人権」は以下のように規定されている。

第50条：政治的、市民的、経済的、文化的及び社会的な人権は尊重される。これらの人権は、市民の権利の中に体现され、憲法及び法律によって定める。

第51条：市民の権利は、市民の義務と不可分である。国家は、市民の権利を保障し、市民は国家及び社会に対する自らの義務を果たさなければならない。市民の権利及び義務は、憲法と法律によって定める。

「信教」については、以下のように規定されている。

第70条：市民は、信仰及び宗教の自由を享受し、どの宗教を信じることも信じないことも自由である。全ての宗教は、法の下において平等である。何人たりとも信仰及び宗教の自由に反してはならず、何人たりとも法律及び国家の政策に反するような信仰及び宗教を誤用してはならない。

「人権」に関しては、それが、「人権 (Human Rights=Quyên Con Nguoi = 人の権利)」と「市民の権利 (Citizens' Rights=Quyên Cong Dan = 公民の権利)」に分けて規定されていること、さらに、「人権」が「市民の権利」の中に組み入れられていることが注目される。「信教」に関しては、「信教の自由」が保障されてはいるものの、国家による制約があることが明記されている。

ベトナムでは、仏教徒が多いながらも、同国の宗教を代表するような卓越した宗教は存在しない。

宗教団体は、国家の承認を得ることが義務づけられている。1995年までのベトナムでは、仏教、カトリック、プロテスタントの3宗教が国家公認宗教団体として存在するのみであった。その後、他の宗教に対する国家公認化が進められ、現在では、イスラム教およびベトナム独自の宗教であるカオダイ教とホアハオ教の3宗教を加えた6宗教に属する公認宗教団体が存在する。その一方で、非公認団体である「統一ベトナム仏教教会」が、政府による弾圧に抗議して1992年に中部都市のフエで騒乱事件を起こしてからは、当局の宗教団体に対する監視は厳しい

ものになった。

Ⅲ 『人権報告書』にみる人権と信教

『人権報告書』では、まず、「人権に対するベトナムの観点と政策」として、公平で、民主的で、文明化された社会の中で、豊かな国民とともに強い国家を建設することが国家目標であるとした上で、平和、安全、公平、持続的発展によって人権を尊重および保護しなければならないとしている（同書第1章第1節）。

つぎに、ベトナムにおける人権に対する法整備状況について、憲法第2条「人民の人民による人民のための国家」、第5条「民族間における差別の禁止」、第50条「人権及び市民の権利」の規定を強調した上で、1986年以降、人権に関する法令その他の法的文書が13,000件公布されたこと、とりわけ2004年には、国会において13件の法律（Law）と8件の法令（Ordinance）が承認されたことを指摘している（同書同章第2節）。

なお、同報告書で示された「人権」の項目は、以下のとおりである。

- (1) 市民的及び政治的権利：①参政権、②表現の自由、③結社の自由、④信教の自由、⑤民族間の平等、⑥生存権の保障、⑦移動・居住の自由（同書第2章第1節）。
- (2) 経済的、社会的及び文化的権利：①豊かな生活をする権利、②社会権、③保健の権利（同書同章第2節）。
- (3) 女性・子ども・家族・高齢者・障害者の権利：①女性差別の禁止、②子どもの権利、③障害者・枯葉剤被害者の権利、④高齢者の権利（同書同章第3節）。

「信教の自由」について、同報告書は、憲法第70条「信仰及び宗教の自由」、第52条「法の下での平等」、第54条「平等な参政権」を示すことで、信仰・宗教による差別が禁止されていることを説明している（同書第2章第1節第4

項）。

「信仰・宗教法令」に関しては、信仰、宗教および精神的活動における目的や必要性に対してより良い影響を与えるとともに、人権に関する国際会議で承認されるものであるとの評価をしている。さらに、2005年3月に、ベトナム政府が同法令の指針として政府決議（22/2005/ND-CP）^(注16)を公布したこと、同年2月に首相が、信仰や不信仰の強制を禁じる、プロテスタント教徒との良好な関係を築く、プロテスタント教会の建設を支持する旨の首相指示（1/2005/CT-TTg）^(注17)を公布したことを紹介している。

ベトナムの宗教状況については、同国が多宗教の国であることを強調した上で、人口約8,000万人の同国で、2003年には国家の承認を受けた6つの宗教の信徒が2,000万人に達したとしている。信徒数は、1997年から450万人増加し、宗教別の信徒数は、仏教徒が1,000万人、カトリック教徒が550万人、カオダイ教徒が240万人、ホアハオ教徒が160万人、プロテスタント教徒が100万人、イスラム教徒が65,000人であるとしている。併せて、各宗教の教会・寺院の数や宗教学校の生徒数などを掲げ、その実態を明らかにしている。とりわけ中部高原における宗教状況に関しては、プロテスタント教徒が30万4,876人であることをはじめ、各宗教の信徒数を詳細に記している。

Ⅳ 「信仰・宗教法令」の概要

同法令は、2003年11月26日の国会決議2003年第21号に従い、2004年6月18日に国会常務委員会で承認され、同年11月15日に施行された。

同法令の章立ては、以下のとおりである。

- 第1章（第1条～第8条）：一般規定
- 第2章（第9条～第15条）：信者の活動並びに宗教信徒、聖職者及び宗教団体関係者の活動
- 第3章（第16条～第25条）：宗教団体及びその活動

ベトナム

第4章（第26条～第33条）：信仰・宗教施設の所有権、宗教団体、信徒、宗教団体関係者及び聖職者の社会活動

第5章（第34条～第37条）：宗教団体、信徒、聖職者及び宗教団体関係者における国際的活動係

第6章（第38条～第41条）：施行条項

同法令の概要を以下に記す。

(1) 市民の権利と義務

信教の自由については、以下のように規定されている（第1条）。

- ・ 市民は信仰及び宗教の自由を享受し、どの宗教を信じることも信じないことも自由である。
- ・ 市民に対する信仰及び宗教の自由を国家は保障する。それらの自由を侵すことは何人にも許されない。
- ・ すべての宗教は法の下において平等である。

その一方で、市民の義務に関連して、次の規定がある（第2条）。

- ・ 聖職者及び宗教団体関係者は、信徒に対して、愛国心（patriotism）、市民の権利と義務及び法への服従について、正規に教育する責任をもつ。

さらに、以下のような信教の自由を制限する規定がある（第8条第2項）。

- ・ 平和、独立及び国家の統一を妨げ、暴力や戦闘を誘発し、国家の法と政策に対する誤った情報を流布し、人々、民族及び宗教間の亀裂を作り、公共の秩序を乱し、人々の生命、健康、尊厳、名誉及び財産を侵害し、人々の権利と義務を遂行することを妨げ、迷信を流布し、違法活動をするなどの、信仰・宗教の自由の濫用は禁止する。

また、信仰・宗教団体に課せられた責務が以

下のように規定されている（第7条）。

- ・ 信仰・宗教団体は、ベトナム祖国戦線^(注18)とともに、祖国の建設と防衛に努める責任をもつ。
- ・ 政府機関は、ベトナム祖国戦線及び信仰・宗教団体と協力し、信仰・宗教団体に対する政策や法律を徹底させる。

(2) 宗教団体の活動

宗教団体の活動については、以下のような制限が規定されている。

- ・ 信仰・宗教活動は、公共の安全を確保し、経済的に節制した活動を行い、国民の伝統と文化的アイデンティティを保ち、環境を保護するものでなくてはならない（第14章）。
- ・ 信仰・宗教活動は、以下に掲げる各号の場合に停止される（第15条）。
 - ① 国家安全保障の危機、公の秩序及び環境への悪い影響が生じた場合。
 - ② 人々の団結や国民の文化的伝統に対する悪い影響が生じた場合。
 - ③ 人々の生命、健康、尊厳、名誉及び財産の侵害が生じた場合。
 - ④ 他の重大な違法活動の原因となる場合。

(3) 宗教団体の管理

宗教団体は、以下のすべての条件を満たした場合、国家によって公認される（第16条第1項）。

- ・ 国民の伝統や慣習並びに人々の共通の利益に反しない教義と儀礼に従い、同じ信仰をもつ人々の団体であること。
- ・ 経典や教則をもち、国民への愛着をもち、法の規定に反しない団体であること。
- ・ 長期間、安定した活動をしている団体

であること。

- ・ 施設と法的代表者をもつ団体であること。
- ・ すでに公認されている団体と異なる名称をもつ団体であること。

宗教団体についての認可権限がある機関は、以下のとおりである（第16条第2項）。

- ・ 複数の省又は複数の中央直轄市で活動する団体については、首相に許可権がある。^(注19)
- ・ 1つの省又は1つの中央直轄市で活動する団体については、省人民委員会又は市委員長にそれぞれ許可権がある。^(注20)

上で述べた首相や人民委員会・市委員長がもつ宗教団体を管理する権限は、宗教集会の開催（第19条）や宗教行事の実施（第25条）についての許可にも及び、開催・実施地域それぞれについて許可の権限が与えられている。なお、ベトナムでは、地方行政区の人民委員会（地方政府に相当）と人民評議会（地方議会に相当）は国家機関である。^(注21)

宗教学校については、以下のような規定がある（第24条）。

- ・ 宗教学校の設置には首相の許可が必要とされる。宗教学校には、ベトナムの歴史と法に関する科目が主要なカリキュラムとして設置されなければならない。
- ・ 宗教教室の設置には省人民委員会の許可が必要とされる。

(4) 宗教団体の財産

宗教団体の財産権については、以下のような規定がある。

- ・ 長期間安定的に使用している施設の土地について、土地法に基づき、その使用権を認める（第27条）。^(注22)
- ・ 信仰・宗教団体には、法に従い、国内

及び外国における個人並びに団体からの献金による資産蓄財を認める（第28条第1項）。

- ・ 宗教団体の資産は、その使用についての情報を明らかにする透明性をもたなければならない。当該の人民委員会への報告義務を有する（第28条第2項）。
- ・ 個人への資金提供や違法な目的をもつ資金の悪用を禁じる（第28条第3項）。

(5) 国際的活動

宗教団体、信徒及び聖職者における国際的活動については、以下のような規定がある。

- ・ 宗教団体、信者及び聖職者の海外における活動は、ベトナム法を遵守した経典、教則及び正典に従わなければならない（第34条）。
- ・ 海外の宗教団体や宗教関係者をベトナムに招く場合、海外の宗教団体の政策をベトナムで実施する場合又は海外で開催される宗教訓練に参加する場合は、政府の宗教管理当局による許可が必要とされる（第35条）。
- ・ 海外の聖職者が国内で伝道活動をする場合には、政府の宗教管理当局による事前の許可が必要とされる。国内における伝道活動は、ベトナムの宗教団体からの招待によるものであって、ベトナム法を遵守することが必要とされる（第36条）。

(6) 施行条項

同法令に対する施行条項には、以下のようなものがある。

- ・ 同法令の規定が国際条約と相違する場合は、国際条約の規定が優先する（第38条）。
- ・ 政府は、本法令の細則を定め、その施

ベトナム

行を指導する（第41条）。

V 政府決議の骨子

「信仰・宗教法令」の施行条項のうち、第41条に規定されている同法令の施行細則および施行方針として、2005年3月に公布されたのが、政府決議2005年第22号である。同決議は5章、38か条からなる。同決議は、「信仰・宗教法令」を適用する際の手続きに関する規定を主としている。ここでは、同決議の章立て、ならびに項目を記すことで、その骨子を示すこととする。

第1章（第1条～第2条）：一般規定

第2章（第3条～第5条）：信仰団体

第3章（第6条～第19条）：宗教団体

第1節：宗教団体の公認登録

第2節：宗教団体の結成、分派、併合及び統合

第3節：各団体における集会及び宗教行事

第4節：宗教施設の設置及び閉鎖、宗教学校の設置

第5節：宗教団体の聖職者の資格及び選出

第6節：聖職者の活動場所の移転

第4章（第20章～第35条）：宗教活動

第1節：基礎宗教団体の活動報告^(注23)

第2節：修行の登録

第3節：宗教団体の会議及び大会

第4節：宗教行事

第5節：宗教の説法及び伝道

第6節：宗教上の業績及び見識の改善、向上、強化

第7節：信仰団体及び宗教組織の資金

第8節：宗教団体、信者及び聖職者の国際的活動

第5章（第36条～第38条）：施行条項

VI 首相指示の概要

プロテスタントに対する政策として、2005年2月に公布されたのが、首相指示2005年第1号

である。同指示は、以下に掲げる9つの項からなる。

- ・ プロテスタントに対する政策の目的は、協力して経済・文化・社会を発展させ、祖国の建設と防衛に努めることである。
- ・ 宗教の平等と適法性を保証するために、「良い生活と良い宗教」と「カトリックの奉仕、祖国と民族の奉仕」の実践にプロテスタント教徒を参加させる。
- ・ 北部のベトナム福音聖会総会と南部のベトナム福音聖会総連会に法を遵守させる。
- ・ 中部高原における反動分子フルロとデガ^(注24)・プロテスタントの活動を阻止する。
- ・ 北部山岳地域においては、同胞として、法に基づく平等な宗教活動を育む。
- ・ 国家破壊活動、民族間の亀裂の拡大及び違法活動に関する情報を公開する。
- ・ 法人として公認されていないプロテスタント系組織に対しては、状況により、社や坊レベル^(注25)での活動を認める。
- ・ 地方の人民委員会が中心となり、プロテスタント系組織の公認化に尽力する。
- ・ 政府宗教委員会がこの指示の施行の責任をもつ。

おわりに

2006年4月18日から26日まで開催されたベトナム共産党第10回党大会の期間中、4月24日の記者会見で、ベトナム政府宗教委員会のゴ・イエン・ティ（Ngo Yen Thi）委員長は、信教の自由に関する政府および党の見解を公表した^(注26)。

同委員長は、ベトナム共産党の宗教に関する見方として、以下の2点を挙げた。

第1に、国家の社会主義建設の過程において、信仰および宗教は、それを信仰する者にとって精神的に必要であり、国家は信教の自由を保障するとともに、法に従った普通（normal）の

宗教活動を保障するとしている。

第2に、政府は、迷信の流布、法や国家の政策に反する活動、民族間の亀裂を深める活動、国家安全保障の妨げになる活動を禁じたうえで、宗教を異にする市民を統一するための政策を実施するとしている。

さらに同委員長は、「信仰・宗教法令」について言及し、同法令が、宗教団体と団体所属者の権利保障と義務免除を保障することを目的として、それらの権利と義務、政府の責任を明確化した、と述べた。また、同法令は、宗教団体の内部問題に対する自己決定権を明確化したものであるとともに、政府が、国際的な責任を尊重および施行するために同法令が制定された、と語った。

1986年12月のドイモイ（刷新）政策の開始による市場経済の導入と対外開放路線の推進から20年が経過しようとしている中、さらには2006年中のWTO（世界貿易機関）加盟を目指している中、ベトナム政府やベトナム共産党にとって、ベトナムに対する国際社会の「目」は、大きな影響力をもつことになった。しかし、その一方で、共産党一党制や社会主義国家としての存続もまた、最重要な課題である。

そうしたことから、国際社会からの批判に対処するために刊行されたのが『人権報告書』であり、制定されたのが「信仰・宗教法令」であったともいえよう。

「信仰・宗教法令」に関しては、国外向けには「信教の自由」を保障するとする役割が、国内的には宗教団体を「管理」という役割があるものと思われる。こうした点を考慮に入れた上で、今後のベトナムの宗教政策に注目していく必要があるだろう。

注

*インターネット情報はすべて2006年5月31日現在である。

(1) ベトナム語では、タイグエン（Tay Nguyen）と呼ばれ、英語では、Central-Highlandsと訳される。ベトナム中南部に位置する山岳地域であり、ラオス・カンボジアとの国境地域である。歴史的に多様な少数民族の居住地であった。南北分断期には南ベトナム（ベトナム共和国）であった。現在の行政区としては、コントゥム省、ザライ省、ダックラック省、ダックノン省からなる。

(2) *Achievements in Protecting and Promoting Human Rights in Vietnam* (英語版). ベトナム外務省サイト<<http://www.mofa.gov.vn/nr040807104143/nr040807105001/ns050819141225/The%20book%20-%20Achievements%20in%20protecting%20and%20promoting%20human%20rights%20in%20Vietnam.doc/download>>; *Thanh Tuu Bao Ve va Phat Trien Quyen Con Nguoi o Viet Nam* (ベトナム語版). 同サイト<<http://www.mofa.gov.vn/nr040807104143/nr040807105001/ns050819141225/sach%20trang%20nhan%20quyen.doc/download>>; *Lealisations Dans La Protection Et La Promotion Des Droits De L'homme Au Vietnam* (フランス語版). 同サイト<<http://www.mofa.gov.vn/nr040807104143/nr040807105001/ns050819141225/Sach%20trang%20nhan%20quyen%20tieng%20Phap.doc/download>>.

(3) ベトナムの国会は一院制であり、定例会期は年2回となっている。国会常務委員会は、国会の常設機関であり、月に1回以上の会合を開く。同委員会の委員数は、国会によって決定される。(白石昌也編著『ベトナムの国家機構』明石書店、2000、pp.86-87、114)。2002年から2007年までは第11期国会となり、第11期第5回国会は2004年5月11日から6月15日まで開催された。同委員数は13名で、内訳は、国会議長1名、国会副議長3名、議員9名である。(『アジア動向年報2005』アジア経済研究所、2005、p.244)。「信仰・宗教法令」は、国会閉会期である6月18日に制定された。

(4) “Ordinance of the Standing Committee of the National Assembly No. 21/2004/PL-UBTVQH11 of

ベトナム

- 18 June 2004 Regarding Religious Belief and Religious Organizations.” Center for Religious Freedom サイト<<http://freedomhouse.org/religion/country/vietnam/Ordinance%20on%20Religion.pdf>> ; Human Rights Watch サイト<<http://hrw.org/english/docs/2004/10/21/vietna9551.htm>>. 本稿では、国会常務委員会で制定する法規 (Ordinance=Phap Lenh) を「法令」と訳すこととする。
- (5) ベトナムは54の民族から構成される多民族国家であるが、そのうちの約9割は狭義のベトナム人を指すキン族 (ベト族ともいう) からなる。都市部ではキン族や華人 (中国系ベトナム人) が多数を占め、中国国境地域や中部高原などは主に少数民族の居住地域となっている。
- (6) ベトナムで最大の宗教は、中国との歴史的関係から、仏教であるが、公式に認められている宗教として、その他に、カトリック、プロテスタント、イスラム教、カオダイ教、ホアハオ教がある。カトリックは主にフランス植民地期に広まった。イスラム教は、主に先住民族であるチャム族によって信仰されている。カオダイ教とホアハオ教はフランス植民地時代に南部で生まれた宗教である。プロテスタントの布教は、1911年から「キリスト教伝道同盟」によって始まったが、今日の信徒の多くは、西北部と中部高原に居住する少数民族からなる。
- (7) 「フルロ」とは、ベトナム戦争期の1964年に南ベトナムで結成され、米軍の支援を受けて共産勢力と戦った組織である。また、「デガ」とはエデ語で「森の人」の意。
- (8) 民主化要求や人権侵害批判などの平和的手段を通して社会主義体制を転覆させるという意味。
- (9) たとえば以下を参照。“Viet Nam.” *Amnesty International Report 2005*, 2005. Amnesty International サイト<<http://web.amnesty.org/report2005/vnm-summary-eng>> ; “Viet Nam.” *Amnesty International report 2006*, 2006. 同サイト<<http://web.amnesty.org/report2006/vnm-summary-eng>> ; “Vietnam,” *Human rights Watch World Report 2005*, 2005.1.13. Human Rights Watch サイト<<http://hrw.org/english/docs/2005/01/13/vietna9828.htm>> ; “Vietnam,” *Human rights Watch World Report 2006*, 2006.1.18. 同サイト<<http://hrw.org/english/docs/2006/01/18/vietna12249.htm>> ; “Vietnam,” *Country Reports on Human Rights Practices 2004*, 2005.2.28. アメリカ国務省サイト<<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2004/41665.htm>> ; “Vietnam,” *Country Reports on Human Rights Practices 2005*, 2006.3.8. 同サイト<<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2005/61632.htm>> ; “Vietnam,” *International Religious Freedom Report 2005*, 2005.11.8. 同サイト<<http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2005/51535.htm>> .
- (10) *Socialist Republic of Vietnam Constitution 1992*. Hanoi: The Gioi Foreign Languages Publishing House, 1992; “Constitution of the Socialist Republic of Vietnam 1992,” *A Selection of Fundamental Laws of Vietnam: Latest Legislation*. Hanoi: The Gioi Publishers, 2001, pp.1-51; “Constitution of the Socialist of Vietnam 1992,” オーストラリア国立大学サイト<http://coombs.anu.edu.au/~vern/van_kien/constit.html> .
- (11) ベトナムは、フランスによる植民地支配以前に、中国との歴史的関係・地理的要因から、科挙試験や儒学の移入に象徴されるように中国の影響を強く受けてきた。その際に中国仏教や儒教が広がったことから、今日における仏教徒の多くは大乗仏教系である。クメール族などの少数民族では、上座部仏教系を信仰している場合もある。国家公認宗教団体の「ベトナム仏教教会」は宗派を問うていない。
- (12) カトリックとプロテスタントは、ともにキリスト教の宗派であるが、ベトナムでは、それぞれが「宗教」(religion=ton giao) として規定されている。
- (13) 公認宗教団体として、「ベトナム仏教教会」、「カトリック団結委員会」、「ベトナム福音聖会」、「ホーチミン市イスラム共同体代表委員会」、「ホアハオ教代表委員会」などが、またカオダイ教には「伝霊カオ

- ダイ聖会」や「タイニン・カオダイ聖会」などの9宗派の団体がある。「国家公認団体」とは、国によって法人資格が与えられ、党・国家によって公認・支援された「愛国的」組織をいう。(『宗教』と『信仰』今井昭夫・岩井美佐紀編著『現代ベトナムを知るための60章』明石書店, 2004, pp.193-197;今井昭夫「社会主義ベトナムにおける宗教と政治—国家公認宗教団体を通して—」『Quadrante』No.1, 1999.3, p.184)。
- (14) 「統一ベトナム仏教教会」は、南北分断期の1964年に南ベトナムで結成された。1976年の南北統一後、1958年に北ベトナムで結成された「ベトナム統一仏教教会」が、全国規模の団体として1981年に「ベトナム仏教教会」に改編されたが、「統一ベトナム仏教教会」は「ベトナム仏教教会」への併合を拒否した。
- (15) ベトナムでは、国家機関が制定する法規として、①国会が制定する憲法・法律・決議、②国会常務委員会が制定する法令・決議、③国家主席が制定する国家主席令・決定、④政府が制定する政府決議・議定書、があり、これ以外に、首相の決定・指示、各省大臣の決定・指示・通達、最高人民裁判所裁判官会議の決議、最高人民検察院院長の決定・指示・通達などがある。党機関では、政治局決議、中央委員会決議、党大会の決議、各級党組織の決定がある。(中野亜里「国家機関」今井・岩井前掲注(13), pp.253-257)。
- (16) “Nghi Dinh So 22/2005/ND-CP Ngay 01/3/2005 cua Chinh Phu Huong Dan Thi Hanh Mot So Dieu cua Phap Lenh Tin Nguong Ton Giao.” *Cong Bao*, No.8+9, Cong Hoa Xa Hoi Chu Nghia Viet Nam, 2005.3.10. (政府決議2005年第22号「信仰・宗教法令における条項を施行するための政府方針」『官報』ベトナム社会主義共和国)。
- (17) “Chi Thi So 01/2005/CT-TTg Ngay 04/02/2005 cua Thu Tuong Chinh Phu ve Mot So Cong Tac Doi Voi Dao Thi Lanh,” *Cong Bao*, No. 12+13, Cong Hoa Xa Hoi Chu Nghia Viet Nam, 2005.2.18. (首相指示2005年第1号「プロテスタントに対する工作に関する首相指示」『官報』ベトナム社会主義共和国)。
- (18) ベトナム祖国戦線とは、労働総同盟、農民会、女性連合会、各宗教団体などの大衆団体の連合体である。制度上は、共産党もその一構成団体となる。その前身は、フランス植民地時代に抗仏・抗日組織として1941年に結成されたベトナム独立同盟(ベトミン)であり、南北分断後の1955年に北ベトナムでベトナム祖国戦線に改編された。南北統一後の1977年に南ベトナム解放民族戦線などを吸収して現在に至る。
- (19) 中央直轄市は、ハノイ市、ホーチミン市、ハイフォン市、ダナン市、カントー市である。
- (20) 人民委員会とは、「地方における国家機関」であり、行政機関である。地方行政単位である省、県、社に設置されている。
- (21) ベトナムには、「地方分権」という概念はなく、「地方分級」として、地方行政は国家権力の地方への役割分担としている。詳しくは、遠藤聡「【短信：ベトナム】行政改革の動向—地方行政を中心にして—」『外国の立法』No.226, 2005.11, pp.161-165. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/226/022610.pdf>>。
- (22) ベトナムでは、土地はすべて公有であり、土地の「私的所有権」は認められていないが、「使用权」は認められている。
- (23) 「基礎」とは、地方行政の下位レベル、すなわち「社レベル」を指す。ベトナムの地方行政単位を概略すれば、「省レベル」(第1級行政区)が、省、中央直轄市、「県レベル」(第2級行政区)が、県、省直轄市、市、区、「社レベル」(第3級行政区)が、社、坊、町、となる。詳しくは、遠藤前掲注(21), p.164の「図2 中央・地方行政単位」を参照。
- (24) 「デガ・プロテスタント」とは、「デガ国家」樹立を目的とする宗教集団のことであるが、ベトナム政府はフルロと同一視している。前掲注(7)を参照のこと。
- (25) 社および坊は、地方行政の下位レベル単位である。社は主に農村部に、坊は主に都市部に位置する。
- (26) “Government Policy on Religion Highlighted,”

ベトナム

Nhan Dan, 2006.4.26. ベトナム共産党機関紙 *Nhan Dan* サイト<http://www.nhandan.com.vn/english/news/240406/domestic_religion.htm>.

(えんどう さとし・海外立法情報課非常勤調査員)